

基本方針の概要について

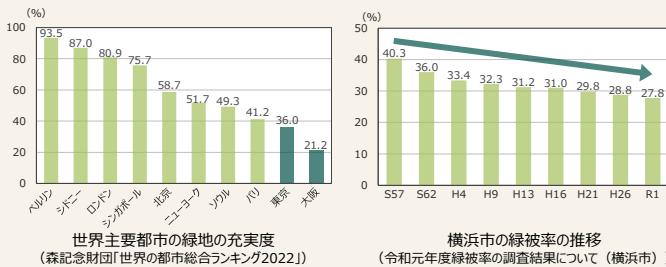
令和6年7月9日
国土交通省 都市局

都市緑地法等の一部を改正する法律について



背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。



- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。

- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
- ・都市計画における緑地の位置付けの向上

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
- ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設

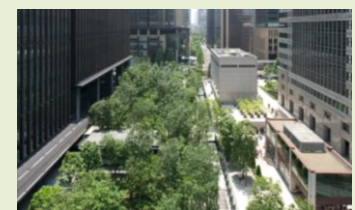


特別緑地保全地区の例 (京都市)

3. 緑と調和した都市環境整備への

民間投資の呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設



都市再開発における緑地空間の創出の例 (千代田区 大手町)

国主導による戦略的な都市緑地の確保

① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

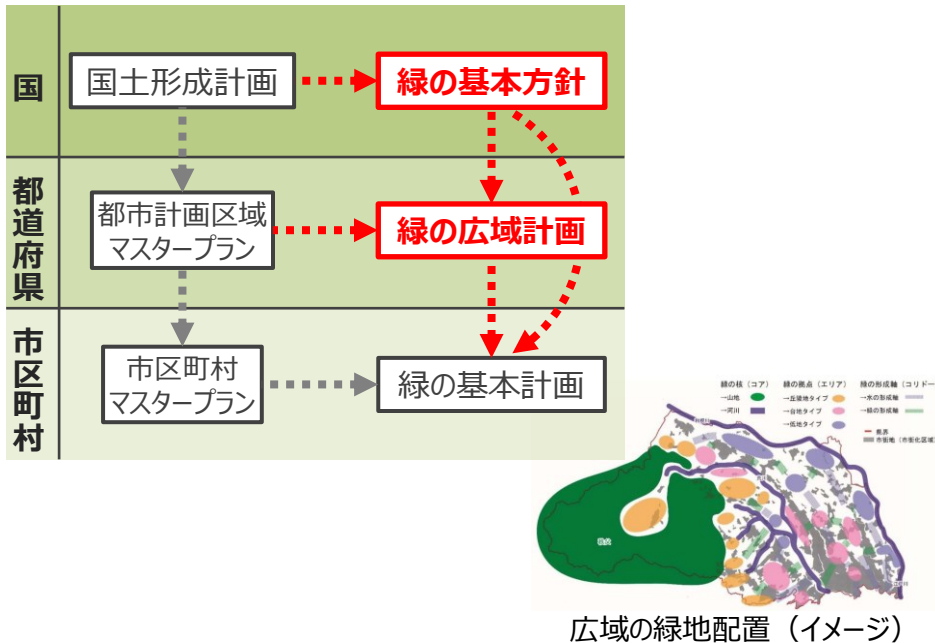
背景・必要性

- 都市における**緑地の重要性**や、緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保の必要性**の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、**国が目標や官民の取組の方向性を示す必要**。
- また、市区町村をまたがるような**広域性・ネットワーク性を有する緑地**を、**総合的・計画的に保全・創出する必要**。

概要

- **国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。**
(基本方針に定める内容のイメージ)
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- **都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。**

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

背景・必要性

- 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる**都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要**。

概要

- **都市計画を定める際の基準に、「（緑地を含む）自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け。**
→都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱う。

検討スケジュール



- 有識者会議は本日含め3回実施し、基本方針についてご議論いただき、第3回で基本方針(案)としてとりまとめ、パブリックコメントを経て、改正都市緑地法の施行(11月予定)を見据えて基本方針を策定

令和6年
7月9日
(本日)

【第1回有識者会議】

- ・緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標
- ・緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項
- ・緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

9月3日

【第2回有識者会議】

- ・都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定、広域計画の策定に関する事項
- ・市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定、基本計画の策定に関する事項
- ・その他、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

10月1日

【第3回有識者会議】

- ・基本方針(案)のとりまとめ

パブリックコメント

基本方針の策定・公表

基本方針の構成

基本方針について

○改正都市緑地法においては、国が、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針」を定めることとしている。

(基本方針)

第三条の二 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

四 都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する広域計画の策定に関する基本的な事項

五 市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の第四条第一項に規定する基本計画の策定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

3 基本方針は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第六条第二項に規定する全国計画及び環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

基本方針(素案)の構成【全体】

一 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項（法第3条の2第2項第1号）

- 1 緑地の保全及び緑化の推進の意義
- 2 緑地の保全及び緑化の推進の目標
 - (1) 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市
 - (2) 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市
 - (3) Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項（法第3条の2第2項第2号）

- 1 各主体の役割
 - (1) 国
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 教育・研究機関
 - (4) 民間企業、事業者等
 - (5) 法第69条第1項の規定により指定される都市緑化支援機構
 - (6) 都市の住民、NPO法人等
- 2 緑地の質の向上、健全な樹林管理のための予算、体制等の充実の必要性
- 3 緑地の広域的・有機的なネットワーク形成の重要性

三 緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

（法第3条の2第2項第3号）

- 1 施策の基本的な方向性
- 2 具体的な施策
 - (1) 行政による持続性の担保された公的な緑地の確保
 - (2) 民間による緑地の保全・創出の促進
 - (3) 普及啓発、環境教育の推進

基本方針(素案)の構成【全体】

四 都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の法第3条の3第1項に規定する広域計画の策定に関する基本的な事項（法第3条の2第2項第4号）

- 1 緑地の保全及び緑化の目標（法第3条の3第2項第1号）
- 2 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項（法第3条の3第2項第2号）
- 3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項（法第3条の3第2項第3号）
- 4 都道府県の設置にかかる都市公園の整備及び管理に関する事項（法第3条の3第2項第4号）
- 5 町村の区域内の緑地保全地域内における第8条の規定による行為の規制又は措置の基準（法第3条の3第2項第5号）
- 6 特別緑地保全地区内における第17条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項（法第3条の3第2項第6号）

五 市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の法第4条第1項に規定する基本計画の策定に関する基本的な事項（法第3条の2第2項第5号）

- 1 緑地の保全及び緑化の目標（法第4条第2項第1号）
- 2 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項（法第4条第2項第2号）
- 3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項（法第4条第2項第3号）
- 4 市町村の設置にかかる都市公園の整備及び管理に関する事項（法第4条第2項第4号）
- 5 緑地保全地域内の保全に関する事項（法第4条第2項第5号）
- 6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第6号）
- 7 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地内の保全に関する事項（法第4条第2項第7号）
- 8 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第8号）
- 9 緑化地域における緑化の推進に関する事項（法第4条第2項第9号）
- 10 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項（法第4条第2項第10号）

六 緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項（法第3条の2第2項第6号）

- 1 都市の特性等に応じた緑地の保全及び緑化の推進
- 2 デジタル技術の活用